令和８年（フ）第３８０号
鹿児島市東谷山１丁目65番28号　サムティ東谷山801号
債務者　末吉　咲智
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１１６号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2124番地２
債務者　川崎　和子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番県３―204号
債務者　高田　成人
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
沖縄県糸満市西崎２丁目３番10―303号　カーサ丸徳２
債務者　金城フサ子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２１１号
沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋117番地１
債務者　比嘉　博子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５９号
北海道小樽市末広町８番15号　コーポあべ203号室
債務者　早坂万記子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第２４６号
茨城県土浦市永国500番地１　サン・ヒルズ永国Ｄ　102
債務者　渡邉　智之
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第８４号
茨城県龍ケ崎市白羽２丁目３番地11
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１１４号
東京都昭島市松原町３丁目６番11―201号
債務者　相馬　　栄
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９６号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート13棟110号
債務者　森山　浩康
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６４号
東京都東久留米市八幡町二丁目５番20号ＪＵＮシャトー東久留米302
債務者　加賀谷勇太
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０９号
東京都清瀬市下宿一丁目１番地１―204号
債務者　堀口　正一（旧姓大舘）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４５号
東京都多摩市諏訪３丁目13番地の１諏訪ＵＮＩＴ208
債務者　仁平　安奈
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２８号
福井県南条郡南越前町甲楽城第７号９番地２
債務者　中川　康代
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
福井市順化２丁目26番22号、旧住所大阪市東成区深江北３丁目２番13―203号
債務者　藤本　航大
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３２号
福井市若杉町第25号４番地、旧住所福井県鯖江市有定町３丁目７―13　グリーン　ガーデン　101号室
債務者　小永　麗司
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係